

2021年8月19日(木)、21日(土)

PASCAL 入試 ～オンライン LTD 体験会～

＜予習教材＞

*8月19日、21日の体験会用の予習教材です。実施日ごとに教材を指定していますので、参加する回の予習教材を必ず予習してください。

「平和の文化」と国際法 一人間の安全保障のための世界秩序構築を目指して— 中山 雅司 (創価大学 法学部教授)

※著者の許諾を得て掲載しています。

1. 世界の現状と「戦争の文化」

20世紀は、2度の世界大戦、そして東西冷戦に象徴されるように、まさに「戦争と暴力の世紀」でした。このような時代を転換するために、創立者池田大作先生は、本学の創立に当たり、「人類の平和を守るフォートレスたれ」との建学の理念を示してくださいました。しかし、21世紀は「平和と人権の世紀」にしなければならないとの願いとは裏腹に、現実の世界には、解決困難な課題が山積しています。国家間の対立や国内紛争のみならず、グローバリゼーションの進展は、テロや貧富の格差の拡大、地球環境問題、難民・移民問題、異文化間の衝突、排外主義の台頭など、人類の生存を脅かすような地球的課題をもたらしています。

しかし、このような紛争や対立は今に始まったことではありません。問題は、様々な課題を最終的に強制や軍事力によって解決しようとしてきたところにあります。領土と国民を守ることは国家の安全保障において重要な要素ではありますが、そのために軍備を増強し、結果として戦争を繰り返してきたともいえます。古代ローマの格言に「平和のためには戦争の準備をせよ」という言葉がありますが、平和のために戦争をするというまさに逆説の歴史が人類の歴史であったともいえます。この「戦争の文化」を「平和の文化」にいかにか転じていくかが、私たちに課せられた重要な課題であります。言い換えるならば、

いかに平和を暴力によらない平和的手段によって築いていくかということです。なぜなら、人間の犠牲の上に成り立つ平和は真の平和とはいえないからです。このことを考えるとき、「平和の文化」の構築のために国際法の役割は大きいと考えます。

2. 国際秩序における「法の支配」

国際法とは、国家間の関係を規律する法のことです。具体的には条約や慣習国際法などを指しますが、ここで国際法が国際社会のなかで占める位置と役割について、国際秩序という視点からみてみたいと思います。国際秩序は一般に大きく3つの分野がそれぞれ機能しながら、交錯するなかで国際社会が方向づけられるシステムとしてみることができます。それは、第一に「安全保障・外交の秩序」であり、第二に「経済・金融の秩序」であり、第三に「価値や原則に基づく秩序」という3つの秩序です。これら3つの秩序は、「力の体系」、「利益の体系」、「価値の体系」に対応するともいえ、国際社会はこれら3つの秩序からなる三層構造をなし、複雑に絡み合いながら国際秩序を形成しているといえます。このうち第三の秩序は、主権の平等や内政不干涉、法の支配、人権や自由の尊重、武力行使の禁止など、法や倫理を重視する秩序といえます。国際法学者の大沼保昭氏は、著書『国際法』において、「国際社会は、弱肉強食、駆け引きと暴力が跋扈する

不条理の世界である」と表現し、そのなかで法の働く余地があるのか、あるとしたらどのように機能するのかと問いかけています。力による支配や現状の変更がとくに目につく昨今の国際関係のなかで、「法の支配」を広げていくことが一層求められていると考えます。

3. 国際法と「平和」

かつてわが国を代表する国際法学者であった田畑茂二郎氏は、国際法の目指すところは、法による平和の実現であると述べています。国際法の父と称されるフーゴ・グロティウスがヨーロッパにおけるキリスト教徒間の悲惨な30年戦争を目の当たりにして『戦争と平和の法』を著したのは1625年のことですが、そのタイトルが示すように国際法は「戦争と平和の法」ともいえます。その戦争を経て、1648年に開かれたウェストファリア講和会議を出発点として、主権国家が併存する現在の国際社会の原型ができあがります。しかし、19世紀までの近代国際法の時代は、「平和」は国家間の秩序の安定としてとらえられ、国際法はそのための国家相互の権限の調整をおもな役割としていました。その結果、国際社会としては、各国内の人権や正義には目をつぶってきたともいえます。

そのようななか、20世紀初頭に第1次世界大戦が起き、国際法は戦争の規制に大きく舵を切るとともに、第2次大戦時のナチス・ドイツによるユダヤ人のホロコーストを教訓として、これまで国内問題とされてきた人権の国際的保障に乗り出すようになりました。そこにおける「平和」とは、紛争や戦争のない状態にとどまらず、人権や人道、非植民地化、地球環境の保護などの正義の実現をも意味するようになりました。また、経済的、社会的分野での国際協力の行為規範としても国際法は重要な役割を果たすようになっていきました。今や国際法は、紛争の解決や安全保障のような国家や国民全体の大問題だけでなく、国民の日常生活にも深く入り込むようになりました。食材の購入やネット通信などをとっても、

貿易や国際通信を規律する国際法なしには成り立ちません。さらに、難民条約や地球温暖化の防止に対するパリ協定など、人権や環境、経済、さらにサイバー攻撃やAI兵器への対応に至るまで、人々の共存と協力、地球的課題への取り組みに国際法は不可欠の存在となっています。

4. 冷戦後の国際社会の変化

さて、本年は冷戦終結から30年の節目を迎えます。この30年、国際社会は大きく変化しました。冷戦の終結は、国家間の軍事的、イデオロギー対立の終焉^{しゅうえん}を意味し、その結果、内戦、テロ、貧困、人権、難民、環境問題等々、さまざまな脅威の顕在化と多様化をもたらしました。同時に冷戦の終結は、機能麻痺^{まひ}に陥っていた国連安保理の活性化をもたらしました。このような変化のなかで、冷戦後の紛争の大半を占める国内紛争や内戦の過程で発生した重大な非人道的行為に対して、国際社会はどのように対処すべきであるかが問われるようになりました。そして、1999年、旧ユーゴのコソボでの人権抑圧に対するNATOによる介入をきっかけにいわゆる「人道的介入 (Humanitarian Intervention)」をめぐる議論が巻き起こりました。さらに、国家主権との衝突を避け、それを補完する概念として登場したのがいわゆる「保護する責任 (Responsibility to Protect)」です。これは、破綻^{はたん}国家など人権保護の第一次的責任者である国家がその責任を全うできない場合には、国際社会がその責任を果たすべく行動を起こさねばならないとする考え方です。

5. 「人権の主流化」と「人間の安全保障」

こうした動きの底流には、近年の「人権の主流化」の流れがあるといえます。冷戦の終結は、経済や情報を中心とするグローバリゼーションの進展を加速させるとともに自由、民主主義、人権などの価値の普遍化をもたらしました。このような変化のなかで、国家主権に対する人権・人道の価値が相対的な高まりをみせ、「人権の主流化」

という潮流をもたらしました。このような脅威の多様化と「人権の主流化」の動きは、安全保障観にも変化をもたらしました。すなわち、国家の領土および人々を外敵から軍事力によって守ることがイコール国民の安全につながるという伝統的な国家の安全保障の考え方に異議を唱え、人間の視点からパラダイムの再構築を促す「人間の安全保障」の概念の登場です。さらに、2015年には、2030年に向けて、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs)が国連において採択されました。このSDGsが掲げる「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」社会の実現という理念は、まさに人権と人間の安全保障が実現された社会のことともいえるでしょう。

このような変化のなかで、人間の安全保障をより実効性のあるものとしていくうえで、国際法規範の果たす役割は大きいといえます。なぜならば、国家には規範を形成し実現する能力、権力、正当性があることから、具体的、包括的な安全保障のシステムを構築していくことが期待されるからです。しかし、創立者がデンバー大学教授で著名な国際法学者であるナンダ博士との対談で述べられた次の言葉は重要であると考えます。すなわち、「今後は“民衆の意思をさらに反映した、民衆の幸福のための国際法”の確立が急務といえましょう。そのためには、国際社会の合意形成に当たって、「国益」より「人類益」を、「国家主権」より「人類主権」を機軸とするシステムへと移行させていく—その根本的な発想転換を実現すべきです」と。この言葉は、国際法が国益の調整にとどまらず、人類益を反映した「世界法」へと発展すべきとの期待と方向性を示しているように思います。すなわち、国際法が国際社会における「法の支配」を通じて、人間の尊厳に立脚した平和秩序を構築することができるかどうか問われているということでもあります。

6. 「平和の文化」と地球市民

この「法の支配」を広げていくうえで、NGOや市民社会など非国家アクターの役割は一層重要になると考えます。とくに、近年、顕著な動きは、国際規範の形成にNGOや市民社会が大きく関わるようになってきている点です。2017年に採択された核兵器禁止条約はその最たるものといえるでしょう。その採択にヒバクシャやICANなどNGOや市民社会が大きな貢献をなしたことは、核保有国による抑止の論理を超えて、人道的観点から国際法を通じて核のない世界を築こうとする草の根の連帯の潮流として注目することができます。

そのためにもグローバルな視野をもって^{へんきょう}偏狭な国家主義・民族主義・差別主義と闘い、『人類の連帯』を非暴力と対話によって築いていける地球市民の輩出が一層求められているといえます。そのカギは教育であり、教育を通じた「平和の文化」の構築ではないでしょうか。本年は、1999年、国連で「平和の文化に関する宣言と行動計画」が採択されてからちょうど20周年にあたります。混迷の時代であるからこそ、地球市民が手を取り合って誰一人取り残されることのない平和な世界を築いていかなければなりません。そのための心強い手段として、国際法の果たす役割は決して小さくないといえるでしょう。